

広報広聴課長 様

総合政策課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県科学技術振興会議		
事務局（担当課）	企画振興部 政策企画局 総合政策課 政策企画グループ (担当) 土岐川 光生 (内線) 3236		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県科学技術振興会議設置要綱		
設置年月日	平成 13 年 7 月 18 日		
審議会・検討会等の内容	(1) 愛媛県科学技術振興指針の進捗状況の点検・評価について【公開】 (2) 県試験研究機関の試験研究課題の外部評価について【公開】 (3) 県試験研究機関の取組みについて		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 1 月 27 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☐ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
①愛媛高品質真珠製造・評価技術開発の取組み ②サトイモ愛媛農試 V 2 号（伊予美人）を凌駕するスーパー品種の開発	①②知事査定前の令和 7 年度当初予算案に係る内容で、修正される可能性があり、現時点で公開することで、予算化に向けた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ①②国内に例のない本県独自技術の開発等に係る内容であり、現時点で公開することにより当該研究の優位性が損なわれ、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。	(1)－6	
摘要	新たな決定		
		報告日	令和 7 年 2 月 4 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。